

松山市長 野 志 克 仁

松山市犯罪被害者等日常生活支援金給付要綱をここに公布する。

記

松山市犯罪被害者等日常生活支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第20号）第11条の規定に基づき、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、予算の範囲内で松山市犯罪被害者等日常生活支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害が発生した日 愛媛県犯罪被害者等支援金給付要綱（令和5年4月1日施行愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会要綱。以下「委員会要綱」という。）に基づく支援金（以下「委員会支援金」という。）の委員会要綱第9条第1項の規定による給付の決定（以下「委員会給付決定」という。）に係る委員会要綱第7条第1項

又は第2項の給付申請書に被害が発生した日として申請者が記載した日をいう。

(5) 家族 犯罪被害が発生した日（当該犯罪被害が重傷病及び精神疾患である場合に限る。）において犯罪被害者と同一の世帯に属する市民であって、次のアからエまでに掲げるものをいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（松山市ファミリーシップ制度に関する要綱（令和7年要綱第1号。以下この号において「ファミリーシップ要綱」という。）第2条第2項に規定するパートナー関係（イ及びウにおいて「パートナー関係」という。）にある者としてファミリーシップ要綱第6条第1項に規定する受理証明書等（以下「受理証明書等」という。）を交付されている者を含む。）

イ 犯罪被害者の子（ファミリーシップ要綱第2条第3項に規定する近親者（ウにおいて「近親者」という。）として受理証明書等を交付されている者のうち犯罪被害者とパートナー関係にある者の子及び犯罪被害が発生した日においてアに掲げる犯罪被害者の配偶者が妊娠していた胎児でその後出生したものを含む。）

ウ ア及びイに掲げる者を除く犯罪被害者の2親等以内の親族関係にある者（近親者として受理証明書等を交付されている者のうち犯罪被害者又は犯罪被害者とパートナー関係にある者の2親等以内の親族関係にあるものを含む。）

エ アからウまでに掲げる者と同様の事情にある者として市長が認めた者

(6) 遺族 犯罪被害が発生した日（当該犯罪被害が死亡である場合に限る。）において犯罪被害者と同一の世帯に属する市民であって、前号アからエまでに掲げるものをいう。

(7) 重傷病 負傷若しくは疾病が治癒し、又はその症状が固定される前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。

(8) 精神疾患 刑法に規定する犯罪のうち、殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買その他これらと同等に個人の生命及び身体を侵害する危険のある犯罪（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを原因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

(9) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市の住民基本台帳に記録をされずに本市に居住している者

(支援金)

第3条 市は、犯罪被害者、家族及び遺族が犯罪被害のために必要となったサービス等の利用に係る経費に対して、支援金を給付する。

(給付対象者)

第4条 支援金の給付の対象者（以下「給付対象者」という。）は、犯罪被害が発生した日に市民であって、委員会要綱第4条第2号の重傷病見舞金又は同条第3号の精神療養支援金の委員会給付決定を受けた犯罪被害者並びに同条第1号の遺族見舞金の委員会給付決定を受けた遺族に対して行うものとする。

2 支援金の給付の対象となる期間は、次条に規定する支援金の給付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）を最初に支払った日から2年とする。ただし、犯罪被害が発生した日から4年を経過した日以後の期間は、支援金の給付の対象としない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、市長が定める期間を支援金の給付の対象とすることができる。

(支援金の給付対象サービス等)

第5条 支援金の給付の対象となるサービス等、当該サービス等の利用者の範囲及び支援対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(支援金の額の上限)

第6条 支援金の額は、支援対象経費の額とし、犯罪被害1件当たり50万円を上限とする。

(支援金の申請)

第7条 支援金の給付の申請をしようとする給付対象者は、松山市犯罪被害者等日常生活支援金給付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 委員会要綱第9条第2項の愛媛県犯罪被害者等支援金給付決定通知書
- (2) 犯罪被害に関する申立書（第2号様式）
- (3) 犯罪被害（重傷病及び精神疾患に限る。）を受けた犯罪被害者にあつては、重傷病又は精神疾患に該当することが分かる医師の診断書
- (4) 給付金の対象となるサービス等の利用者が犯罪被害者本人である場合において、当該犯罪被害者が本市の住民基本台帳に記録されているときにあつては住民票の写し、記録されていないときにあつては住居の賃貸借契約書、公共料金の領収書その他の本

市に居住していることが分かる書類

(5) 給付金の対象となるサービス等の利用者が家族又は遺族である場合にあっては、戸籍全部事項証明書、受理証明書等その他の家族又は遺族であることが分かる書類

(6) 給付金の対象となるサービス等の利用者が家族又は遺族である場合において、当該家族又は遺族が本市の住民基本台帳に記録されているときにあっては住民票の写し、記録されていないときにあっては住居の賃貸借契約書、公共料金の領収書その他の本市に居住していることが分かる書類

(7) 給付金の対象となるサービス等の利用者が家族又は遺族である場合において、当該家族又は遺族が前号の書類により犯罪被害者と同一の世帯に属することが確認できないときにあっては、当該家族又は遺族が犯罪被害者と同一の世帯に属することについての誓約書

(8) 給付対象者が遺族であるときにあっては、犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び年月日が確認できる書類

(9) 領収書その他の支援金の給付の対象となる経費を支払ったことを証明する書類

(10) 賃貸住宅への入居に係る支援金の給付を申請する場合にあっては、固定資産税納税通知書、固定資産公課証明書その他の犯罪被害者、家族又は遺族が転居前の住居を所有していたことが分かる書類

(11) 防犯対策の実施に係る支援金の給付を申請する場合にあっては、当該防犯対策の実施前及び実施後の様子が分かる写真

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請をしようとする給付対象者は、委員会要綱第7条第1項の給付申請書の写し及び関係書類の写しを添付することにより市長が必要な事項を確認できるときは、前項第2号から第8号までに掲げる書類のうち当該事項に係る書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、給付対象者は、一の犯罪被害について2回以上支援金の給付の申請をしようとする場合において各申請において添付すべき書類の内容が同一であるときは、最初の手続においてこれを添付し、2回目以後の手続においてその旨を申し出てその添付を省略することができる。

4 第1項の規定による申請をしようとする給付対象者は、18歳未満であるとき又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難な場合において、代理人に当該申請をさせ

ようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、委任状（第3号様式）を提出しなければならない。

（申請期限）

第8条 支援金の申請は、委員会給付決定の日から4年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があつたときは、支援金の給付の可否を決定し、速やかに、松山市犯罪被害者等日常生活支援金給付決定通知書（第4号様式）又は松山市犯罪被害者等日常生活支援金不給付決定通知書（第5号様式）により、申請をした給付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の給付の可否の決定に際し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、給付対象者の同意を得て、愛媛県その他の関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、支援金の給付の決定後においても適用する。

（支援金の請求）

第10条 前条第1項の給付決定通知書を受けた給付対象者は、松山市犯罪被害者等日常生活支援金給付請求書（第6号様式）により、市長に支援金の給付を請求するものとする。

（給付の決定の取消し）

第11条 市長は、支援金の給付の決定を受けた給付対象者が偽りその他不正の行為により支援金の給付を受けたとき、委員会要綱第11条第1項の規定により委員会支援金の給付を取り消されたとき又はこの要綱若しくは規則の規定に違反したときは、当該給付の決定を取り消し、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、犯罪被害が発生した日が令和7年4月1日以後の給付対象者から適用する。

別表（第4条関係）

支援金の給付の対象となるサービス等	当該サービス等の利用者の範囲	支援対象経費
家事及び介護サービス	犯罪被害者，家族及び遺族	次に掲げる家事及び介護サービスの利用料（犯罪被害者又は遺族の住居において行われるサービスに係るものに限り，介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護を利用した場合の自己負担額を除く。） (1) 調理，洗濯，掃除，買い物等日常生活を営む上で必要な家事の代行，援助等 (2) 食事，排泄，入浴等の介護 (3) 通院等の介助等
配食サービス	犯罪被害者，家族及び遺族	食事の宅配サービスの利用料（犯罪被害者又は遺族の住居に宅配するサービスに係るものに限る。）
一時保育・一時預かりサービス	中学校就学前の犯罪被害者，家族及び遺族	犯罪被害者若しくは遺族の住居又は施設等において，一時的に必要な保護を行うサービスの利用料
子どもの学習	小学校児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに相当する者である犯罪被害者，家族及び遺族	(1) 家庭教師，通信教育その他の学習支援サービスに係る利用料 (2) 学校への送迎に要する費用
賃貸住宅への入居	従前の住居（犯罪被害者，家族又は遺族が所有する住居に限る。）に居住することが困難となった犯罪被害者，家族及び遺族	(1) 敷金，礼金，仲介手数料，火災保険料，保証料その他の賃貸住宅への入居に要する費用 (2) 家賃
住宅の安全の確保	犯罪被害者，家族及び遺族（住居を復旧する場合にあっては居住する住居において犯罪被害が発生したものに限る。）	(1) 犯罪により被害を受けた住居の復旧に要する費用 (2) 防犯カメラ等の設置その他の防犯対策の実施に要する費用

法律相談	犯罪被害者， 家族及び遺族	犯罪被害により生じた法律問題の解決に向けて相談した弁護士への相談料
その他市長が必要と認めるサービス等	犯罪被害者， 家族及び遺族	日常生活を営む上で不可欠な費用として犯罪被害者等が支出の前に市長に申し出た費用であって市長が特に給付する必要があると認めた費用